

東北縦貫自動車道「泉PAスマートIC」の本格導入に向けて『地区協議会』を設立

平成18年4月26日より東北縦貫自動車道泉パーキングエリアにおいて社会実験を実施しているスマートICの恒久的設置（本格導入）に向け、地区協議会を設立いたしました。

1. 地区協議会

- (1) 名称 : 泉PAスマートインターチェンジ地区協議会
- (2) 設立 : 平成19年1月24日
- (3) 規約 : 別紙参照
- (4) 委員 : 別紙参照

2. 地区協議会での協議事項

- (1) 役員を選出
- (2) スマートインターチェンジの名称案の検討
- (3) 実施計画書の策定
 - ①高速自動車国道の路線名
 - ②連結位置及び連結予定施設
 - ③連結を必要とする理由
 - ④計画交通量、供用予定時期
 - ⑤連結のために必要な工事に要する費用の概算額
 - ⑥管理・運営形態
 - ⑦管理運営のために必要な費用の概算額及びコスト縮減額
 - ⑧当該ICの設置により期待される整備効果
 - ⑨供用時を基準年次としたときの費用便益比（B/C）
 - ⑩概略図面、その他必要な図面
 - ⑪参考資料その他必要な資料

3. 本格導入までの手続き

実施計画書の策定を受け、IC本体の管理者（仙台市）が連結許可申請書を国土交通大臣に提出します。その後、国土交通省が警察庁、東日本高速道路株式会社など関係機関との協議・調整を行うなど準備を進めます。

【参考】

「スマートインターチェンジ制度実施要綱」（平成18年7月10日、国土交通省策定）

<http://www.mlit.go.jp/road/press/press06/20060710/20060710.html>

泉PAスマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「泉PAスマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、泉PAスマートインターチェンジ(以下「泉PAスマートIC」という。)の安全性や整備・管理・運営方法等を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の内容を検討、調整する。

- (1) 泉PAスマートICの社会便益
- (2) 泉PAスマートIC及び周辺道路の安全性
- (3) 泉PAスマートICの採算性
- (4) 泉PAスマートICの整備方法
- (5) 泉PAスマートICの管理・運営方法(開放時間の制限も含む)
- (6) その他泉PAスマートICの設置・管理・運営する上で必要な事項

2 協議会は、泉PAスマートICの安全性・採算性・管理・運営形態等について定期的に把握する。

3 協議会は、泉PAスマートICの管理・運営形態等に不都合が生じた場合には、上記内容について、検討・調整を行い変更する。

4 協議会は、泉PAスマートICの利用者増を図るため、広報・PR等を実施する。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の追加変更については、協議会に諮り承認を得る。

3 協議会の委員の属する団体は、泉PAスマートICの円滑な設置安全かつ円滑な管理・運営に協力しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長、副会長、監事は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、協議会が存続するまでとする。

(協議会)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の合議で決する。

4 会長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(経費)

第9条 協議会の運営に経費の必要があるときは、協議会の決により、負担金をもってあてる。

(事務局)

第10条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、国土交通省東北地方整備局企画部広域計画課及び仙台河川国道事務所調査二課、東日本高速道路株式会社東北支社及び仙台管理事務所、並びに仙台市建設局道路部道路計画課により構成する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、仙台市建設局道路部道路計画課において処理する。

(規約の改正)

第12条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第13条 協議会は、泉PAスマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第14条 本規約に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年1月24日から適用する。

別表（第4条関係）

泉PAスマートインターチェンジ地区協議会委員名簿

所 属	役 職	備考
国土交通省東北地方整備局企画部広域計画課	課 長	
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所	事務所長	
東日本高速道路株式会社東北支社総合調整部	企画調整グループリーダー	
東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部	事業統括チームリーダー	
東日本高速道路株式会社東北支社仙台管理事務所	事務所長	
宮城県警察本部交通部交通規制課	課 長	
宮城県警察高速道路交通警察隊	隊 長	
宮城県高速道路交通安全協会	会 長	
みやぎ仙台商工会	会 長	副会長
仙台商工会議所	常務理事	監事
泉地区交通安全協会	会 長	
泉区連合町内会長協議会	会 長	
仙台市	建設局長	会長